

令和5年かすみがうら市告示第44号

かすみがうら市地域力創造アドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市地域力創造アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の魅力及び価値を向上させながら地域力を高め、地方創生及び地域活性化につなげるための活動の指導及び助言を行う地域力創造アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有さない者
- (2) 総務省の地域人材ネットに登録されている者
- (3) 地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する者

(活動経費)

第3条 アドバイザーの活動に要する経費は、予算の範囲内で市が負担する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、3年を超えない範囲内でその任期を更新することができる。

2 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、任期の満了前であっても、その委嘱を解くことができる。

(1) 勤務実績が不良である等、アドバイザーとしての職務が著しく不相当と認められるとき。

(2) 病気その他心身の故障等により職務遂行が困難であるとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠いていると認められるとき。

(任務)

第5条 アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について指導及び助言をするものとする。

(1) 地域人材資源の発掘に関すること。

(2) 地域資源の分析に関すること。

(3) 市外企業等との連携可能性調査に関すること。

(4) 地域活性化に向けた施策の提言に関すること。

(5) その他市長が特に必要と認める事項

2 アドバイザーは、市内外においてアドバイザーとしての地位をもって活動することができる。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。